

千葉市バス・ラッピング広告の許可基準に係る面積計算 取扱要領

(趣 旨)

第1条 本要領は、千葉市屋外広告物条例施行規則（平成4年千葉市規則第66号。以下「規則」という。）第28条の規定に基づき、規則別表第1の2に規定されたバス・ラッピング広告の許可基準に係る面積計算について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領においてバス・ラッピング広告とは、規則別表第1の2の自動車、鉄道等車両の広告のうちバスの外面を利用する広告（ただし、バスの外側板のみを利用するものを除く。）をいう。

(面積計算の方法等)

第3条 バス・ラッピング広告の許可基準に係る面積計算の方法等については、次の各号に定めるところによる。

- (1) 面積計算は、バス・ラッピング広告表示面積計算表（別紙1）に基づいて計算するものとする。ただし、バスの前面、後面、ルーフ、側面及び車輪のフェンダー部分（別紙3のe及びfの部分。以下同じ。）の寸法及び面積については、別紙2及び別紙3に基づいて算出するものとする。
なお、車輪のフェンダー部分の面積及び非表示面積の計算については、計算の詳細がわかるものを別途提出するものとする。
- (2) 総表面積には窓面及びダクトを算入できるが、車輪のフェンダー部分を算入することはできない。
- (3) バスの表面に凹凸（屋根の突起物等）がある場合は、それらが無いとみなして総表面積を計算する。
- (4) 表示面積の合計には、自家用広告物の表示面積を含む。ただし、バスの出入り口を示す表示及び身体障害者マークについては、自家用広告物とはみなさないものとする（表示面積に加算されないものとする。）。
- (5) 窓面、ダクト、ウィンカー等の面積につき、形状が長方形でない場合には、当該形状が丁度収まる長方形であるとみなして計算する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成15年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成20年4月1日から施行する。